

法科大学院教育における ICT を活用した授業の 導入に向けた取組 (3)

——地方在住の法曹有資格者に対するリカレント教育と ICT の活用——

土 田 伸 也*

[対談出席 山田八千子**, 朝田良作***, 廣澤努****]

I はじめに

法科大学院教育における ICT (Information and Communication Technology) を活用した授業の導入について議論がされる場合、主に念頭に置かれているのは、法科大学院の正規の学生が受講する授業を、ICT を活用して実施できないかということであり、企業法務関係者、公務員、法曹有資格者といった正規の学生以外の受講者が ICT を活用して法科大学院の授業を受けることを想定した議論は、どちらかというと派生的・副次的であったと思われる。しかし、法科大学院の社会的意義を想起すると、正規の学生以外の主体も、法科大学院の授業を受けることには一定の意義があると思われるし、そのために ICT を活用して学修環境を整えることも一定の意義が

認められよう。文部科学省の「法科大学院教育における ICT (情報通信技術) の活用に関する調査研究協力者会議」の第 3 回会議 (2016 年 10 月 7 日開催) においても、「現職の法曹や、企業の法務部や役所などで法律実務を扱う社会人が、科目等履修制度等の活用により法科大学院の講義を受講することで、キャリアアップに活かすことができるようになること」が法科大学院で ICT を活用することの目的のうちの一つとして確認されている¹⁾。

このようにリカレント教育と ICT の連動が意識される中、中央大学法科大学院では 2014 年度後期から新たに法曹リカレント教育をスタートさせ、法曹有資格者が法科大学院の授業を受けられるようにし、さらに、2016 年度には、島根大学等、他大学の協力を得て、一部の授業を対象にして地方在住の法曹有資格者が ICT を活用して中央大学法科大学院の授業を受けることができるようにした。

そこで、本稿では、2016 年度に実施した法曹リカレント教育の一環としての ICT を活用した授業について紹介したうえで (II)、

* 中央大学法科大学院教授・ICT 委員会委員長

** 中央大学法科大学院教授・法曹リカレント教育運営委員会委員長

*** 山陰法科大学院教授・法務研究科長

**** 弁護士 (島根県弁護士会所属)

この間に ICT を活用した法曹リカレント教育について対談を行ったので、その内容を紹介することにしたい（Ⅲ）。特に法科大学院における ICT を活用した法曹リカレント教育については、本格的な議論が開始されたばかりで、関連資料が乏しい中では、このような対談内容の公表も、一定の意義が認められよう。

Ⅱ 中央大学法科大学院における法曹リカレント教育と ICT の活用

1. 中央大学法科大学院における法曹リカレント教育

中央大学法科大学院が法曹有資格者に対して提供するリカレント教育には大きく分けて 2 種類のものがある。第 1 は、法曹有資格者が法科大学院の通常の授業を受講できる科目等履修生の制度である。第 2 は、法科大学院の通常の授業とは別に開講する短期セミナーである²⁾。

このうち前者の科目等履修生の制度は、法曹有資格者が法科大学院の通常の授業に出席し、最終的には学期末試験等に基づく成績評価を受けて、単位を取得する制度である。この中央大学法科大学院における科目等履修生の制度の特徴は、①対象が法曹有資格者に限定されていること、②受講可能科目が法科大学院で開講されている科目のうち法曹リカレント教育に相応しいと判断された一定の科目に限定されていること（2016 年度前期は 46 科目、2016 年度後期は 36 科目）、③公共政

策、企業内法務、労働法、租税法、経済法、海外展開という 6 つのコースが設けられ、特定の科目を 6 単位分取得すると、当該コースの修了認定がされるといった点にある。

他方、短期セミナーは、実務家にとって有益なテーマが設定され、夜の時間帯や、週末を利用して数日間にわたって開催される。2016 年度は、国際ビジネス法務セミナーおよび税務実務セミナーを開催した。

2. ICT の活用

中央大学法科大学院の法曹リカレント教育において ICT を活用したのは 2016 年度が初めてとなる。

まず上述の科目等履修生については、島根大学の協力を得て、島根県在住の法曹有資格者が島根大学で ICT を活用して中央大学法科大学院の授業を受けられるようにした。実際に科目等履修生となった法曹有資格者は前期に「政策形成と法」および「実務行政訴訟Ⅰ」を、後期に「実務行政訴訟Ⅱ」を受講し、所定の単位（6 単位）を取得したので、中央大学法科大学院として公共政策コースの修了認定を行った。

次に、短期セミナーについても、島根大学のほか、鹿児島大学および琉球大学の協力を得て、ICT を活用し、各地の参加者に配信した。このうち、島根大学および鹿児島大学では、中央大学とオンラインでつなぎ、短期セミナーを受講できる環境が整えられた。また、琉球大学では、参加者が短期セミナーの

開催日時に出席することができないとの理由から、後日、録画した短期セミナーをオンデマンド形式で視聴してもらった。

Ⅲ 対 談

2016年11月17日に中央大学と島根大学をオンラインでつないで、ICTを活用した法曹リカレント教育をテーマにして、関係者4名(土田、山田、朝田、廣澤)が対談を行った。以下は、その対談の内容である。

1. はじめに

土田 本日は、ご多忙の中お集まりいただき、誠に有難うございます。中央大学法科大学院の土田です。本日は司会を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、これから、法曹リカレント教育とICTの活用をテーマにして、関係する先生方のご意見や、ご感想などを伺いたいと思います。まずは出席していただいている先生方に自己紹介をお願いしたいと思います。

朝田 島根大学法務研究科(通称、山陰法科大学院)の研究科長をやっている朝田です。よろしくお願い致します。現在は、平成26年2月に立ち上げられた山陰法実務教育研究センターのセンター長も兼務しております。

ご存知のように、平成25年6月、残念ながら山陰法科大学院は募集停止を公表しました。その募集停止公表後、翌年2月に、新た

な法学教育のあり方などに関して調査研究を行う機関として、山陰法実務教育研究センターができたわけです。本日のテーマである法曹リカレント教育や、ICTを活用した法曹養成のプログラムも当センターが扱っている事項と密接に関わりますので、本日の対談を楽しみにしておりました。よろしく申し上げます。

廣澤 弁護士の廣澤努と申します。島根県出身で、島根県庁、旧運輸省に勤務した後、山陰法科大学院を修了しました。司法試験に合格後、島根県弁護士会に弁護士登録し、間もなく丸7年となります。よろしくお願いいたします。

山田 中央大学法科大学院で法曹リカレント教育運営委員会の委員長を務めています山田です。よろしくお願いいたします。

土田 先生方、有難うございました。それでは、早速、廣澤先生に伺いたいと思います。今回、廣澤先生には地方在住のまま、中央大学法科大学院の公共政策コースの授業を、ICTを活用して受講していただきました。法曹リカレント教育の一環として受講していただいたわけですが、今回、受講をされようと思ったきっかけは何だったのでしょうか。

廣澤 私は法科大学院で、公法、民事法、刑事法を学びました。実務家を目指して勉強してきた以上、その学んだことを生かしたいわけですが、民事事件や刑事事件というのはいや応なしに扱うことになるので、OJT(On the Job Training)の機会があります。その反面、行政事件というのは全体的に件数が少

ないですし、なかなか自分の取り扱う事件として経験する機会也没有ありません。日弁連の研修などもあるのですが、単発の研修では具体的なところまで、技術とか知識をさらに身につけるのは難しい状況にあります。そのため、何らかの形で継続的かつ体系的に行政事件を学び直したいと思っておりました。そうしたところ、朝田先生から、ICTを活用して島根大学のキャンパスで中央大学の法曹リカレント教育を受講できると伺ったものですから、渡りに船という感じで申し込みをしました。

それからもう1点ですが、法科大学院の地域適正配置を維持する上で、ICTを活用した教育は非常に重要な役割を担うものと考えております。とはいえ、ICTを活用した教育は実際に授業が成り立たなければ意味がありませんので、実際のところはどうか、それを自ら体験しておきたいと思ったことも動機の一つです。

土田 ただいまのご発言の中で日弁連の研修が話題になりましたが、実際のところ、日弁連の研修を利用して実務家としての能力を高めていくというのは難しいものがありますか。

廣澤 こう言うては誤解を招くかもしれませんが、基本的な枠組みやキーワードが紹介されるだけということが多いように思います。不足部分は自学自習してくださいというのがほとんどの研修であろうと思います。その不足部分をさらに深く掘り下げることになりますと、ちょっと日弁連の研修だけでは

物足りないということになります。

土田 地方に在住のまま、そういった日弁連の研修を受けるのは可能ですか。

廣澤 毎月、ライブ研修というのがあります。例えば11月何日にこういうテーマで研修がありますということになりますと、日弁連のテレビ会議システムで研修をライブで受けることができます。それで一定期間が経ちますと、それこそオンデマンドで、日弁連の会員専用のホームページから研修サイトに掲載されているビデオ映像を視聴することは可能です。

土田 そのテレビ会議システムというのは、一方的に話の内容が流れてくるということでしょうか。それとも、法科大学院で行われているような双方向・多方向のやりとりが可能なシステムですか。

廣澤 実際の講義は東京の会場で行われているので、その会場で質疑応答がされることはあるのですが、全国に散らばる弁護士会に質問や意見を求められた記憶はないですね。

土田 そうしますと、内容面でも、また、やり方という面でも、日弁連の研修というのは一定の限界があるという評価はありうると思います。そのような中で、より高度な法知識の修得とか、あるいは直接、講師とやりとりしながら能力を高めていくことをやろうとすると、また別の手段を模索しなければいけない。廣澤先生のお話を伺って、今回、受講していただいた中央大学法科大学院のICTを活用した法曹リカレント教育というのは、日弁連の研修の不足部分を補う要素があ

ると捉えてよさそうだと感じました。

2. 地方におけるリカレント教育の 需要と ICT の活用

土田 次に朝田先生に伺いたいと思います。今、廣澤先生から実務家としての能力を向上させるために新たに学ぶ機会を得たいとお考えになられた旨、伺いましたが、こういった自分の能力を高めていきたいと思っていらっしゃる弁護士の先生方や、パラリーガルといわれる方たちというのは地方にも、たくさんいらっしゃるを見てよいでしょうか。

朝田 山陰地方もそうですし、山陰地方以外でも、地方には、そういったニーズが相当あると思います。弁護士のほかにも、司法書士、行政書士、地方公務員の方から、リカレント教育の要望をよく聞きます。また、山陰地方は中小企業が多いのですが、結構、法的な問題に関わっている方が多くて、そのような方も含めて考えると、リカレント教育を受けてみたいという人は相当数いらっしゃると思います。

実は、冒頭で紹介させていただきました山陰法実務教育研究センターで、地方公共団体の職員の方や、企業に勤めている方、医療機関、福祉関係施設に勤めている方を対象に、社会人学び直し教育プログラムというのを2年ほど前から実施しております。その参加者にかがってみると、さらに専門的な法的技能および知識を修得して、スキルアップしたいという方がほとんどです。

ただ、山陰のような地方の場合、地理的なハンディキャップがどうしてもあります。したがって、リカレント教育を受けてみたいけれど、受けられないというような問題が厳然としてあるわけです。ICTを活用した遠隔授業の実施は、この問題を克服する一つの有力な方法であることは間違いないので、大いに期待しているところです。

3. 中央大学法科大学院における 法曹リカレント教育

土田 地方においてもリカレント教育の要望が相当数あるということだと、そういった要望に応えるための制度をどのように構築していくかということは、かなり重要なことだろうと思います。現在のリカレント教育の制度自体がそういったニーズにきちんと応えられるようなものになっているかどうかということは改めて検討する必要があるように思います。中央大学法科大学院では、対象は今のところ法曹有資格者に限定していますが、この制度であれば、リカレント教育を受けてみたいという法曹有資格者のニーズに応えられるのではないかとということで現在の法曹リカレント教育制度を設けたわけです。そこで、実際に受講された廣澤先生に、果たして中央大学の法曹リカレント制度がいいのかどうか、問題点がないのか等について、伺いたいと思います。もっとも、このあたりのことについては、法曹リカレント制度一般についての話になりますので、まずは、山田先生から中央大学法科大学院のリカレント制度の特徴につ

いて簡単に説明していただいた後、廣澤先生にコメントをいただきたいと思います。

山田 中央大学法科大学院では2014年の後期から法曹向けの法曹継続教育の一環として、特に廣澤先生のような若手の職域拡大を支援し、併せて法曹一般の専門的知識を身につけて活躍の場を広げてもらうことを意図して、リカレントプログラムを立ち上げました。このリカレントプログラムは、大きく二つの制度からなっています。

一つは科目等履修生の制度でございまして、こちらは廣澤先生が現在、利用していただいているものでございます。この科目等履修生制度の中に、職域拡大の分野に併せて六つのコースを設けまして、そのうちの一つの公共政策コースに、廣澤先生には、ご参加いただいているわけです。この科目等履修生制度の特徴は、在学生とともに体系的教育をじっくりと受けることにあります。

二つ目は2016年1月から開始しました短期セミナーというものがございまして、こちらは中央大学法科大学院の教員等がコーディネーター、講師として参加し、例えば、税務、あるいは国際ビジネス法務という特化したテーマで、4週連続というような形で開催しています。これはどちらかと言うと、先ほど話題になりました日弁連の研修制度と内容的には類似しているのではないかと思います。今まで国際ビジネス法務は2回、税務は1回開催しており、税務は2017年1月に第2回目を開催する予定です。

土田 廣澤先生には、今、ご説明いただいた

公共政策コースを受講していただいております。具体的には「政策形成と法」「実務行政訴訟Ⅰ」「実務行政訴訟Ⅱ」という三つの科目を受講していただいたわけですが、その感想とともに、中央大学の法曹リカレント制度の改善点など、制度それ自体について、お感じになられているところがあれば、その点も併せて伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

廣澤 私がこれまで受けた科目、それから今、受けている科目を含めると、三科目ございますが、いずれも内容的に高度で、かつ新しい内容について講義をしていただいていると思っています。

まず「政策形成と法」に関してですが、地方にいるとなかなか敏感にならないのですが、我が国の針路であるとか、省庁ごと、分野ごとの課題に関して最先端の情報を得ることができたと思います。双方向性が必ずしも必要ではない授業だったと思いますので、ICTを活用した遠隔授業の形式で全く支障はなかったと思います。私は、冒頭で申しましたように公務員として10年勤めましたので、財務省官房長の岡本先生はもとより、中央省庁の幹部である講師の先生方の警咳に接することがいかに貴重なことかということを経験しているつもりです。法科大学院の授業にとどめておくのはもったいないと思っております。弁護士だけではなく、広く社会人の皆さんに薦めたい科目です。

次に「実務行政訴訟Ⅰ」ですけれども、文

字どおり実務的な、すぐに役立つと思われる授業でした。と言いますのも、経験豊富な宇佐見先生が実際に扱われたであろう事件をモデルにして作られた課題を教材にして、授業が進められていたからです。特に印象的だったのは、行政庁との任意の交渉段階において、どういった立ち振る舞いをしたらいいかということをお話してくださった点です。また、行政事件訴訟法の枠におさまらない解説をふんだんにしてくださった点も印象に残っています。客観的な視点で検討を加えるのも、もちろん大事だし、実際に宇佐見先生は、そういった解説もしてくださるのですが、あくまでも依頼者の希望を実現するためにはどうすればよいかという視点から検討されていました。司法試験受験生はどうしても裁判所的というか、第三者的な物の見方をしがちです。修習生もそういう傾向があるのではないかなと思っていますし、ひょっとしたら私たち弁護士にもそういったところがあるかもしれないと思います。しかし、そのような姿勢では依頼者から納得してもらえない可能性があります。依頼者と真剣に向き合うためには、宇佐見先生の視点を忘れてはならないと思っています。

最後に「実務行政訴訟Ⅱ」ですけれども、現在、ちょうど半分ほど授業が終わったところ。「実務行政訴訟Ⅰ」と比べて、内容が複雑で高度化していると思います。法科大学院生にはちょっと難しいのではないかなと感じる部分もあります。ただ、やはり依頼者の希望を実現するにはどうすればよいかとい

う宇佐見先生の視点は貫かれているので、そういった思考に慣れた法科大学院生の皆さんであれば、理解が早いかもしれません。しかも司法試験の受験にも役立つのではないかと思ったりしています。もちろん私自身、実務家ですので、そのような観点からコメントいたしますと、これも「実務行政訴訟Ⅰ」と同じように、仮に依頼者から類似の相談があった場合には、この授業で得られたものをもとに対応できるのではないかと、また、そういうケースが多々あるのではないかと考えています。

土田 制度それ自体について、何か問題を感じられた点など、ありますでしょうか。

廣澤 開講時間帯の問題があるように思います。社会人が決まった曜日の決まった時間に職場を留守にするということは非常に抵抗があり、難しいと思います。したがって、例えば島根大学へ出かけなくても、事務所でもリアルタイムで受講できるようになると、格段に受講者が増えるのではないかとと思います。また、時間帯に関して、やはり平日の日中というのは裁判の予定が入ったりすることもあって参加が難しいと思います。例えば、「政策形成と法」は午後6時以降の授業ですけれども、そういった時間帯に開講される授業が増えていけば、それに合わせて受講者も増えていくのではないかと考えています。

土田 コース制については、いかがでしょうか。今の制度では、特定のコースで関連する科目を6単位分取得すると、そのコースの修了認定をすることになっています。今

回、廣澤先生には公共政策コースの関連科目を履修していただいているわけです。このコース制に関して、例えばコースをもっと多様化したほうがいいのか、あるいはコースの修了のために取得すべき単位数が多すぎるとか、何かご意見などございますか。

廣澤 まずコース制度があって、修了認定をしていただけるというのは、積極的に出席しようという動機づけにはなると思います。6単位というのも、弁護士業務の負担になるようなボリュームではありません。むしろ、ちょうどよい単位数ではないかと思っています。

それからコースの多様化という点に関しては、刑事系のコースがないのがやや気になります。

土田 実際のところ、刑事系については、実務家の方のリカレント教育のニーズはあるのでしょうか。

廣澤 刑事訴訟法の大きな改正もあつたりしますし、日弁連も積極的に講師を派遣して研修を行ったりしていますので、そのニーズはあると思います。ただ、刑事系のリカレント教育のニーズはあっても、日弁連の研修等で足りているかもしれません。

土田 廣澤先生には開講時間の問題とコースの拡大についてコメントをいただきましたが、中央大学法科大学院では、それらの点について、どのような議論が行われてきたのか、山田先生、簡単にご説明いただけますか。

山田 まず開講時間に関してですが、中央大学法科大学院の法曹リカレント教育を受けて

くださった弁護士の先生方は、皆さん異口同音に廣澤先生と同じような指摘をされます。そのため、法曹リカレント教育の対象科目は、できるだけ午後6時以降の時間帯に開講するのが望ましいという認識はもっていません。ただ、授業時間割に関してはさまざまな配慮が必要ですので、すべての対象科目を夜の時間帯に開講できないでいます。この点については、できるだけ受講生の皆さんの希望を取り入れるような形でさらに検討していきたいと思っています。

次にコース制に関してですが、これは専門弁護士認定制度が存在しない日本において、いわば試行的に始めたもので、こういう科目を勉強したら公共政策にいいんだよというような緩やかな情報提供という意味も含まれています。中央大学法科大学院にはいろんな専門の先生方がいらっしゃいますので、この人的財産を生かしてコースの拡大をしていくことも検討しているところです。

4. ICTを活用した法曹リカレント教育

土田 先ほど廣澤先生から、受講環境を整えるためには、大学まで出てきて遠隔授業を受けるのではなく、職場でも受講できるような環境をつくるのが大事ではないかというICTに関わご指摘をいただきました。この点に関してですが、今回は初の試みとして、廣澤先生に、ICTを活用して、地方在住のままリカレント教育を受けていただきました。初めての試みということで、いろいろと問題

点などもあったかと思います。ICTを活用した授業という部分に特化して、何か感想など伺えればと思いますが、いかがでしょうか。

廣澤 既に申し上げたとおり、受講動機の一つに、ICTを活用した授業が成り立つかどうか自らの体験を通じて確認してみたいという点がありました。この点に関して言うと、講義形式の授業にしても、双方向形式の授業にしても支障がなかったように思います。「政策形成と法」のような、講義形式が中心となりがちな授業を受ける場合は全く問題がないと思いましたが、「実務行政訴訟Ⅰ」のような双方向形式の授業についても大きな支障はありませんでした。特に後者は少人数ながら、学生の皆さんが積極的だったため、教室の雰囲気が画面を通して伝わってきました。これは意外な発見でした。

ただ、なかなか島根大学側から発言しにくいというのは感じています。実際に教室にいないとタイミングがつかみにくいせいなのかとも思うのですが、私の性格や、慣れの問題なのかもしれません。

それから、リアルタイムで受講できなかった場合、録画された授業をオンデマンドで後日、視聴できるということになっていましたが、これは非常にありがたかったです。しかし、一方で、私が古いのかもしれません、法科大学院の授業というものは、一定程度、双方向性が確保されていなければならないと思います。やはりこちらから発言したいときにはそれが許される、あるいはそういう機会が確保されている必要があると思います。そ

れから、オンデマンドでいつでもどこでも視聴できるというのは、実は怠ける原因にもなるということを経験的に知っているの、オンデマンドでの受講が可能であるとしても、すべてを授業に出席したもとして扱わずに一定の回数までしか出席扱いにしないという運用が適切だと思います。

土田 今、ICTを活用した授業ということで、いくつかのタイプに言及していただきました。少し補足的に説明をさせていただきます。ICTを活用した授業には、大きく分けると三つのタイプがあります。1番目が、大学と大学を結んで学生が配信先の大学で授業を受けるというサテライトキャンパス型の授業。2番目は、大学という場所に縛られないで、先ほどご指摘いただいたような職場とか、あるいは自宅でモバイルを利用して受講するモバイル型の授業。それから3番目として、今話題に上りましたオンデマンド型の授業。この三つがICTを活用した授業のタイプとしてはあって、それぞれにメリット・デメリットがあると思います。そのあたりを今、廣澤先生にご指摘いただいたように思います。

今回、私たちは三つの類型の中でも主にサテライトキャンパス型の遠隔授業を実施したわけですが、この授業のメリットは、場所が固定されているので機材関係のトラブルが比較的少ないという点にあります。ただ、サテライトキャンパス型のよくないところもあって、それは先ほど廣澤先生にご指摘いただいたとおり、大学まで出て来なければいけない

という点にあります。職場が大学の近くであれば、まだ大学に行こうという気持ちも湧いてくるかもしれませんが、同じ島根県の中でも、島根大学がある松江とは正反対の西部に在住の方だと、松江まで出てくるのは大変だと思います。そうすると、いくら地方で遠隔授業を受けられるといっても、実は遠隔授業を受けることができる場所は地方の中でも相当限られているということになります。だから、サテライトキャンパス型の授業が実施可能であるとしても、いわば地方の中の地方に住んでいる人にとっては、あまり意味がないということになります。

ところで、今日は、この4人での対談の前に、廣澤先生には「実務行政訴訟Ⅱ」の授業をサテライトキャンパス型で受講していただいたわけですが、授業の冒頭で機材のトラブルがあって、うまくつながらなかったと聞いています。こうなると、サテライトキャンパス型の授業だからといって、まったく機材関係のトラブルがないわけではないということになります。先ほど廣澤先生からは、双方向の遠隔授業を受けてみて、特段、違和感はなかった旨のご指摘をいただきましたが、特に技術的な部分を勘案した場合、本当にリアルで受ける授業と何ら遜色がないという感想をお持ちでしょうか。

廣澤 今日の授業は冒頭部分につながりませんでした。つながっている以上は技術的に何か問題を感じるようなことはありませんでした。

土田 機材関係のトラブルについてですが、

中央大学側では、担当教員ではなく、事務職員が授業の開始前に島根大学と関連機器を接続し、またトラブルがあったときには事務職員が対応するという体制をとっています。島根大学では、廣澤先生ご自身が接続されているわけではなく、事務職員の方が接続されているわけですね。

朝田 島根大学側では事務職員があらかじめセッティングをして、授業の準備をしています。ただし、廣澤弁護士が授業を受けている間に事務職員が待機していて、何かトラブルがあれば対応するという体制までは、とれていません。事務負担が結構重いので、現状では、そこまではできないということです。

土田 そうすると、そちらで事務職員の方が関わるのは、授業が始まるころだけという理解でよろしいですか。

朝田 そうですね。勤務時間等の関係もありますので、最初のセッティングのところだけです。

土田 そうすると、実際にトラブルがあった場合には、どのように対応することになるのでしょうか。

朝田 現状では、適切に対応できるような体制はとれていないということになります。

廣澤 そういえば、「政策形成と法」の授業の際に音声がつながらないことがありました。もう午後6時以降だったので島根大学側では事務の方がいらっしやらなかったのですが、私の携帯に中央大学の担当の方がお電話くださって、これを操作してください、あれを操作してくださいという指示をいただい

て、対応したことがありました。

土田 それで無事に音声聞こえるようになりましたか。

廣澤 はい。無事に復旧して、授業を受けることができました。私でもできるくらいだったので、必ずしも難しい操作ではなかったと思います。

土田 受講生がいる間、事務職員の方が張りついて対応していただくような体制をとるのは、やはり難しいですか。朝田先生、いかがですか。

朝田 現状から言うと、結構難しいですね。このサテライトキャンパス型の遠隔授業を行う場合、通信機器が安定的に稼働していることが不可欠な条件ですが、万が一、授業中にトラブルがあっても、現状では、それに対応できるような、技術面からサポートする人的体制というものはありません。島根大学の中で、実はこういう遠隔授業をやっている部局はほかにも一つ、二つはありますが、大学として組織的に人的なサポートをする体制は整っていません。昨今は、人件費等を削減されているので、なかなか人的なサポート体制を整備することが難しい状況にありますが、今後、大学の執行部とも議論をして、そのような体制を整備できればと考えています。

土田 ICTを活用した授業を実施していく場合に一定のスタッフを揃えないといけないということになると、当然、そのコストがかかります。そのコストをどうするかという問題は、島根大学だけではなく、中央大学でも、また ICT を活用した授業をこれからやって

いこうと思っている他の大学でも問題になるはずですが、また、人件費のみならず、その他にも、いろいろコストがかかるわけですが、コストがかかってもそれ以上のパフォーマンスが出せれば、それは負担していくべきだということになるだろうと思います。ICTを活用した授業というのは、こういったコスト以上のパフォーマンスを出せると見てよいでしょうか。朝田先生、いかがでしょうか。

朝田 今、土田先生がおっしゃった点ですが、ICTを活用した授業には、コストを上回るパフォーマンスがあると思っています。現在、島根大学のみならず、ほとんどの地方国立大学では、地域貢献型の大学を目指して、いろいろやっています。どういう形で地域貢献するかということになってくると、いろいろな形が考えられるわけですが、今回のようなサテライトキャンパス方式による遠隔授業の実施も、新たな地域貢献の形になると思います。地方在住の法曹有資格者のみならず、一般の社会人の方々も対象にしたリカレント教育を実施して、地方大学が人の集まる場所になっていけば、その副次的な効果として、例えば地元の受験生や、高校生等々が、地方大学に関心をもって来て、入学生も増えてくると思います。さらに長い眼で見れば、法科大学院進学者も地方大学から今よりたくさん出てくるのではないかと個人的に思います。

いずれにしても、サテライトキャンパス方式で地方大学が配信先となって ICT を活用した遠隔授業を行う場合には、配信先の地方

大学にとってもメリットがなければ、大学としてやっていこうということにはなりません。ICTは地域的なハンディキャップを克服するためには有効な手段であり、他大学の力を借りてICTを活用した授業を提供することは地方在住者の要望に応えることにもなります。また、そのことは地方国立大としての責任を果たすことにもつながるでしょう。しかし、その一方で、島根大学は山陰地方の拠点として島根大学の学生として入ってくる学生たちに独自に教育を提供する責務も負っています。島根大学が独自に提供する教育とICTを活用して他大学の協力を得ながら提供される教育が何らかの形で、うまく組み合わされて、いい循環ができるようにしていくことが大切なのではないかと思っています。また、経験を重ねて、そのあたりのことが検証できれば、社会に対するアピールにもなると考えています。

土田 地方大学が新たな取組を模索する中で、中央大学がICTを活用して当該取組に協力させていただき、その結果、それぞれがこれまでのやり方では出せなかった新たな成果を出せるようになれば、お互いに有意義な取組をやっているということになると思いますし、そうなるように努力していく必要があると思います。

5. 今後の展開

土田 次年度は、今年度の成果を踏まえて、引き続き島根大学と協力させていただきな

がらICTを活用した授業を発展的に行っていきたいと思っています。島根大学として、ICTを活用した授業に関連して、何かお考えになられていることがあれば、伺いたいと思います。今後のビジョンということになりますけれども、いかがでしょうか。

朝田 冒頭にお話ししましたように、残念ながら、山陰法科大学院はこのままいくと、なくなってしまう。しかしながら、今でも学部学生をはじめ、地域の社会人の方の中には、法曹になりたい、法曹になってみようと考えている人もいます。それだけでなく、現に廣澤弁護士のように法曹になられた方、または法曹以外で社会人として働いておられる方も、より高度な法的なスキルを獲得していきたい、磨いていきたいという要望ももたれているわけです。そういった方々のことを考えると、島根大学として果たすべき教育責任があると思うのです。ただ、島根大学は小規模でありますので、法律系のスタッフは十分ではありません。そこで、中央大学と何らかの形で補完し合いながらやっていくことができないかと考えているところです。

土田 もう少し、具体的などころをお話いただけますか。

朝田 この間、島根大学では、法科大学院がなくなった後、引き続き法曹養成教育をどのようにしてやっていくのか、ということを議論してきました。今のところ、既存の法律系学科である法文学部法経学科に新たに司法特別コースというものを設けて、法曹志願者を他大学の法科大学院に進学できるように教育

していこうという計画が進んでいます。特に中央大学の場合、地域法曹枠というものがありますが、そのような地域法曹枠などを持っておられるような法科大学院に、司法特別コースで教育した学生を送り出していきたいと考えています。もっとも、司法特別コースで教育したからといって、学生たちが中央大学の法科大学院に進学するようになるわけではありません。そこで、島根大学から中央大学の法科大学院に進学するようにするために、司法特別コースの演習科目をいくつか中央大学の先生方に担当していただけないかと思っています。その際に ICT を活用して授業をしていただくことを考えています。また、島根大学の学生が中央大学法科大学院に進学した後も、中央大学で開講されているエクスターンシップで山陰両県の弁護士会も協力させていただき、また当該学生が法曹資格を取得した際には、地元に戻って法曹として活躍できる場を提供するというように、さまざまな局面で協力させていただきを考えております。こういった構想を実現していくために、ICT を活用した遠隔授業をうまく利用できないかと考えているところです。

土田 有難うございました。学部教育でも、法科大学院教育でも、またリカレント教育でも ICT を活用する可能性、さらにはこれらを連動させてさらなる教育効果を上げていく可能性について、ご示唆いただきました。両校の具体的な協力関係については、別途ご相談させていただきとして、そろそろ時間になってまいりましたので、最後に一言だけお

願いしたいと思います。特に廣澤先生には ICT を活用した法曹リカレント教育を実際に受けていただきましたので、今後、どのようにこれを展開していったらいいかということも含めて、一言お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

廣澤 こういう授業を受けたいというニーズは地方にもかなりあると思います。ただ、こういう制度がありますということがあまり広く知られていないのではないかと思います。私も朝田先生に紹介してもらって受講したわけですが、法曹に限らず、より多くの方々を対象にして広く受け入れ、広報をしっかりとやっていくということが必要なのではないかなと思います。

土田 広報というのは極めて重要なことだと認識しておりますので、中央大学としても、適切に対応して参りたいと思います。

山田先生、いかがですか。

山田 本日は、廣澤先生から本学の法曹リカレント制度全般について心強いお言葉をいただきまして、非常にありがたく思っております。

それから遠隔教育に関連しましては、各自の弁護士事務所での受講や、地域の法曹のみならず、学部学生、研究大学院生、弁護士以外の士業、その他法律系人材を含む幅広い可能性を持っているということが十分に理解できました。土田先生の ICT 委員会と法曹リカレント教育運営委員会で協力し合って効果を上げていければと思っております。引き続き、よろしくお願いたします。

土田 本日は、いろいろ貴重なお話を伺うことができました。ICTを活用した授業のメリット・デメリット、それから今後の発展可能性についてもコメントをいただきました。今後、ICTを活用した授業が果たしてまたどのように本格普及していくことになるのか、未だ不透明な部分がないわけではないですが、社会に有益な人材を輩出するための一つの有効な手段として期待したいと思います。本日は、誠に有難うございました。

注

- 1) 同会議の当日の配布資料1「ICTを活用した教育の本格的普及について(案)」。
- 2) 中央大学法科大学院における法曹リカレント教育については、http://www.chuo-u.ac.jp/academics/pro_graduateschool/law/recurrent_program/を参照。

* 本取組は、中央大学法科大学院側では、平成28年度中央大学教育力向上推進事業の一部として実施されたことを付記しておく。